令和7年度 学校納付金軽減補助金受給対象世帯および提出書類一覧表 12月

軽減補助金②

【重要】下表の生活基準に複数該当する場合は、いずれか一つの生活基準で申請してください。保護者等全員分の証明書が必要です。

I	生活基準				申請に必要な証明書類			適用期間
	生活保護を受けて	ている世帯			※なお、 <u>*</u>	隻受給証明書(保護者等の氏名記載のもの) 発行日が 7 月 日以降で、生業扶助と生徒 E 給付金の申請書類としても使用可能です。	<u>氏名の記載がある</u> 場合	令和7年4月~令和8年3月 ※この期間中に生活保護を受給していない月がある場合は、その月は対象となりません。
2(a)	所得税が非課税の世帯 ◇住宅借入金等特別控除のために非課税になっている場合は、対象外です。 令和6年度の定額減税制度により対象になる場合があります。 ※申請審査において、他の証明書の提出依頼をする場合があります。			こなる場合があります。	①~③のいずれかで保護者等全員分の証明書が提出できる場合。 非課税の確認		令和7年4月~令和8年3月	
2(b)	道府県民税及び市町村民税の ① 今年度のみ非課税の世帯			市町村発行の課税証明書(令和7年度) 両年度とも非課税の場合は		令和7年4月~令和8年3月		
	所得割の合算額	[が非課税の世					7年度」のみご提出く	令和7年4月~令和7年7月
2(c)	帯 国民年金保険料が全額免除の世帯 ※今年度の4月 日を含んでいる必要あり ◇両親がいる場合は、双方が全額免除である場合のみ対象です。 注意:保護者が 60 歳を超えており、納付義務がない場合は対象外				国民年金保険料免除・納付猶予申請承認通知書のコピー ③ 免除期間が令和7年6月までの通知書で、10月まで対象です。 ③ 11月以降の認定には、新たな通知書の提出が必要です。 令和7年6月までの証書で不認定であっても、令和7年7月からの証書で該当すれば全和7年7月~令和8年3月まで認定されます。			令和7年6月までの証書で認定る場合 令和7年4月~令和7年10月 ※この期間中に免除から外れた月がる場合は、その月は対象となりません。
2(d)	* 児童扶養手当を受けている世帯				児童扶養手当証書 の <u>全面</u> のコピー		有効期限:令和7年10月31日	
	ぐただし、一部支給停止を受けている方は下記の手当月額以上を受給されている方が対象です。認定基準月額は毎年度変更になります。 証書の 有効期限 令和7年10月31日 または令和8年3月31日 対象期間 令和7年4月~令和8年1月 令和7年11月~令和8年3月			有効期限:令和7年10月31日の証書で不認定であっても、新たな証書 (有効期限:令和8年10月31日(または3月31日))で認定条件(新基準) に該当すれば <u>令和7年11月~令和8年3月まで認定</u> されます。		認定する場合 令和7年4月~令和8年1月 有効期限:令和8年10月31日(令 和8年3月31日)で認定する場合 令和7年11月~令和8年3月		
	支給対象児童数 一部停止者の手当月額 I 人 34,520円 40,220円 2人 43,570円 50,240円 3人 49,000円 60,260円 4人以上 事務室へお問い合わせください。			※特別児	己童扶養手当は対象外です。	※この期間中に児童扶養手当月額 条件より下回った月がある場合は、その 月は対象となりません。		
	※ I 児童扶養手当とは・・・父母の離婚などにより父又は母と生計を同じく 監護しかつ生計を同じくする父、又は当該父母」				【 くしていない! t以外の方で	児童が育成される家庭(ひとり親家庭)の生活の安だ 、当該児童を養育する方に支給される手当です。	定と自立の促進に寄与する	ため、その児童を監護する母、
2(e)	今年度(令和7年度)小・中学生の弟妹が ※2就学援助を受給している世帯				今年度の就学援助受給証明書又は通知書 (令和7年度)のコピー ※特別支援教育就学奨励費は対象外です。			令和7年4月~令和8年3月 ※この期間中に就学援助受給対象 ら外れた月がある場合は、その月は
	※2 就学援助とは・・・経済的に困窮している世帯で、市立小・中学校及 学用品費等の就学上必要な経費の一部を援助す				び県立中学る制度です。	校への就学が困難と認められる児童生徒の保護者 ・	に対し、	象となりません。
2(f)	児童福祉施設(母	児童福祉施設(母子寮を除く)に入所している生徒				②のいずれか1つ i福祉施設入所証明書 i模住居型児童養育事業委託又は里親委託に 証明書等に、生徒氏名・入所期間または委託期間を	令和7年4月~令和8年3月	
3(a)	前年度(令和6年度) 小・中学生の弟妹または 現高校 年生本人が ^{※2} 就学援助を受給していた世帯 ◇ただし、前年度と今年度の所得(課税)証明書に記載されている課税標準額 (課税所得)の増加額が 38万円以内である場合のみ対象です。 【重要】証明書を取得する際、役所窓口で「課税標準額」が記載されているものが必要と伝えてください。				①前年度の就学援助受給証明書又は通知書(令和6年度)のコピー ②今年度の市町村発行の所得(課税)証明書(令和7年度) ③前年度の市町村発行の所得(課税)証明書(令和6年度) ※①~③すべての書類が必要です。			令和7年4月~令和8年3月
- (u)		らえてください。						A 17 5 4 8 - A 17 9 5 3 8
	いるものが必要と伝 A. 合算所得特例	該当世帯 (今年度		! 入があり 、いずれか一方:	が課税され	れている場合【下表の 計算式 により対象とな	る場合のみ】	令和7年4月~令和8年3月
	いるものが必要と伝 A. 合算所得特例 ※保護者等が 非課税の確認 ①源泉徴収票 ③ 確定申告書 人控 ③市町村発行の	該当世帯 (今年度 親権者2名で、と ※ 住宅借入金 (2名の給与 ×0.05= 千 !	もに収 金等特別所得控門 円未満 所得金額	計算式 別控除がある場合は対象外。 徐後の合計-2名の所得控除の であれば対象 頃の合計-2名の所得控除の合)合計)	れている場合【下表の計算式により対象とな 必要証明書類(各枠内●をすべて提出) ●源泉徴収票(令和6年分)のコピー ●市町村発行の所得(課税)証明書(令和7年度) ●確定申告書の本人控(令和6年分)のコピー ●市町村発行の所得(課税)証明書(令和7年度) ●市町村発行の課税証明書(令和7年度))	₹和 / 平 4 月~ ₹和 6 年 5 月
	いるものが必要と伝 A. 合算所得特例 ※保護者等が 非課税の確認 ①源泉徴収票 ③ 確定申告書の 人控	該当世帯 (今年度 親権者2名で、と ※ 住宅借入金 (2名の給与 ×0.05= 千 !	もに収 金等特別所得控門 円未満 所得金額	計算式 別控除がある場合は対象外。 徐後の合計-2名の所得控除の であれば対象)合計)	必要証明書類(各枠内●をすべて提出) ●源泉徴収票(令和6年分)のコピー ●市町村発行の所得(課税)証明書(令和7年度) ●確定申告書の本人控(令和6年分)のコピー ●市町村発行の所得(課税)証明書(令和7年度))	₹和 / 平 4 月~ ₹和 8 年 3 月
	いるものが必要と伝 A. 合算所得特例 ※保護者等が 非課税の確認 ①源泉徴収票 ③ 確定申告書 人控 ③市町村発行の 所得(課税)証明報	該当世帯 (今年度 親権者2名で、と ※住宅借入金 (2名の給与) ×0.05= <u>干</u> 1 (2名の(総)) *0.10= <u>干</u> 1	もに収金等特別 所得控門 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	計算式 引控除がある場合は対象外。 徐後の合計-2名の所得控除の であれば対象 項の合計-2名の所得控除の合)合計) 計)	必要証明書類(各枠内●をすべて提出) ●源泉徴収票(令和6年分)のコピー ●市町村発行の所得(課税)証明書(令和7年度) ●確定申告書の本人控(令和6年分)のコピー ●市町村発行の所得(課税)証明書(令和7年度))	令和7年4月~令和7年7月
3(b) 3(c)	いるものが必要と伝 A. 合算所得特例 ※保護者等が 非課税の確認 ①源泉徴収票 ③ 確定申告書 人控 ③市町村発行の 所得(課税)証明部 B. 合算所得特例 家計急変世帯(外 ※急変が今年 月 ◇家計急変により、 (申請年度の収入	該当世帯 (今年度 親権者2名で、と ※住宅借入 (2名の6 *×0.05=千1 *×0.10=千1 *・一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、	もに収金等得本満の金が、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一	計算式 別控除がある場合は対象外。 徐後の合計-2名の所得控除の であれば対象 項の合計-2名の所得控除の合 であれば対象 証明書類は、上表のすべてひ 気・けがなど) 金金が33,000円受給中で、 府県民税及び市町村民税の	か合計) 計) かとつ前の年 就学支援: が所得割の 業の場合の	必要証明書類(各枠内●をすべて提出) ●源泉徴収票(令和6年分)のコピー ●市町村発行の所得(課税)証明書(令和7年度) ●確定申告書の本人控(令和6年分)のコピー ●市町村発行の所得(課税)証明書(令和7年度) ●市町村発行の課税証明書(令和7年度))	